平成２７年（フ）第１２２０号
さいたま市緑区宮本２丁目20番地５　あおば荘
破産者　穴原　　修（旧姓西田）
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３８号
さいたま市南区大谷場１丁目２番12号　テラスコンフォートＢ号室
破産者　山田　邦衛
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５８号
さいたま市見沼区大字東門前456番地１　ハイツ望月202号、旧住所さいたま市見沼区大字風渡野684番地２
破産者　川城　弘光
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７８号
埼玉県戸田市笹目南町33番６号
破産者　山下　健二
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２８号
神奈川県藤沢市大庭5331番地の６　レオパレスエポカ１－108
破産者　高橋　　均
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２９号
仙台市宮城野区高砂１丁目14番地の４　グランドールミウラＦ棟202
破産者　高橋　裕子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２１号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目23番地４　ヒルズＤＥＮＢＥＲ　104
破産者　関根　　勝
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目23番地４　ヒルズＤＥＮＢＥＲ　104
破産者　関根　直美
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
川崎市多摩区中野島６丁目29番４－106号
破産者　上野　　裕
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７７号
川崎市宮前区神木本町４丁目16番28号　ダイヤモンドハイツ　306　金城方、住民票上の住所川崎市高津区上作延717番地
破産者　内藤　利奈
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
川崎市川崎区日ノ出１丁目８番６－104号　セーズⅡ
破産者　多田　翔太
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林46番地の２
破産者　日向　剛雄
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林46番地の２
破産者　日向　絹子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１７３号
長野県安曇野市穂高柏原1671番地３
破産者　木下　博幸
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２９１号
名古屋市瑞穂区新開町23番４号　外苑マンション206号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目40番地
破産者　冨久屋酒店こと　宮地　力造
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７９号
奈良県生駒市小瀬町712番地１　パストラルＫ103、開始決定時の住所奈良県生駒市俵口町95番地８　セントポリアＡ－107
破産者　井上　直紀
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３１９号
奈良県生駒市ひかりが丘１丁目１番４号
破産者　吉永　啓之
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
奈良市大安寺２丁目10番２－Ａ－102号
破産者　田代晶子こと　申　　貞順
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
熊本県宇土市松原町66番地６
破産者　山下　史人
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係